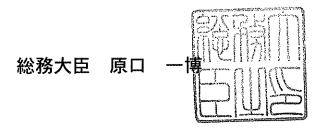




総 基 技 第 3 2 号 平成22年3月12日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 高橋 温 殿



諮問に係る申請の補正について

平成22年1月19日付け諮問第3019号において諮問した電 気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第 33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可について、東日 本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成22年3 月4日付け東相制第09-159号及び西相シ第44号で別添のとおり補 正申請があった。

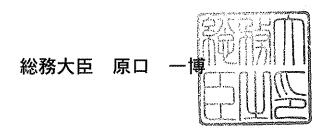
これについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、諮問第3019号について、別添のとおり諮問書の内容を補正する。





諮問第3019号 平成22年1月19日 (平成22年3月12日補正)

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 高橋 温 殿



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成2 2年1月13日付け東相制第09-123号、西相制第121号、東相制第 09-124号及び西相制第122号(平成22年3月4日付東相制第09-159号及び西相シ第44号による補正内容を含む。)で、電気通信事 業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第33条第 2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合 していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可する こととしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。